

令和4年9月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
99	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
100	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
101	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件
102	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
103	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件
104	字の区域を変更する件
105	秋田市旧松倉家住宅の指定管理者を指定する件
106	市道路線を廃止する件
107	市道路線を認定する件
108	上北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件
109	秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託契約を締結する件
110	立木を売り払う件
111	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
112	令和4年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第2号）の件
113	令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件
114	令和3年度秋田市水道事業会計決算認定の件
115	令和3年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
116	令和3年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

議案第99号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号アの(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「および」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして

いる非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号アおよびイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日

とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
- 第2条の5を削る。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の秋田市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(令和4年法律第35号)に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第100号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「）が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に

改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第32項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第10条第4項および附則第32項の改正規定ならびに次項および附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第32項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第2項」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第4項中「新条例」を「秋田市職員の退職手当に関する条例」に改める。

提案理由

雇用保険法等の一部改正（令和4年法律第12号）に伴い失業者の退職手

当の支給要件等を改めるとともに、退職手当の支給対象となる非常勤職員の勤務日数に係る要件を緩和するため、改正しようとするものである。

議案第101号

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する件

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を次の
ように改正する。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年秋
田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特別工業地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに 類するもの (4) 図書館、博物館その他これらに類するも の
--------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

提案理由

特別工業地区における建築物の建築の制限について定めるため、改正しようとするものである。

議案第102号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第35号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第36号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正（令和4年法律第44号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第103号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立太平中学校の項、秋田市立豊岩中学校の項および秋田市立下浜中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

太平中学校および城東中学校の統合ならびに秋田西中学校、豊岩中学校および下浜中学校の統合に伴い、太平中学校、豊岩中学校および下浜中学校を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第104号

字の区域を変更する件

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市上北手大戸字関上 226番1、227番1、228番1、229番1の一部、230番の一部、231番から236番まで、237番の一部、238番1の一部、239番1、240番1、241番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手大戸字堀ノ内

提案理由

大戸百崎地区県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第105号

秋田市旧松倉家住宅の指定管理者を指定する件

次により秋田市旧松倉家住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旧松倉家住宅
- 2 指定管理者 秋田市中通二丁目2番32号
株式会社秋田東北ダイケン
代表取締役 高 井 行 則
- 3 指定の期間 令和5年3月21日から令和10年3月31日まで

提案理由

旧松倉家住宅の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第106号

市道路線を廃止する件

次の市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

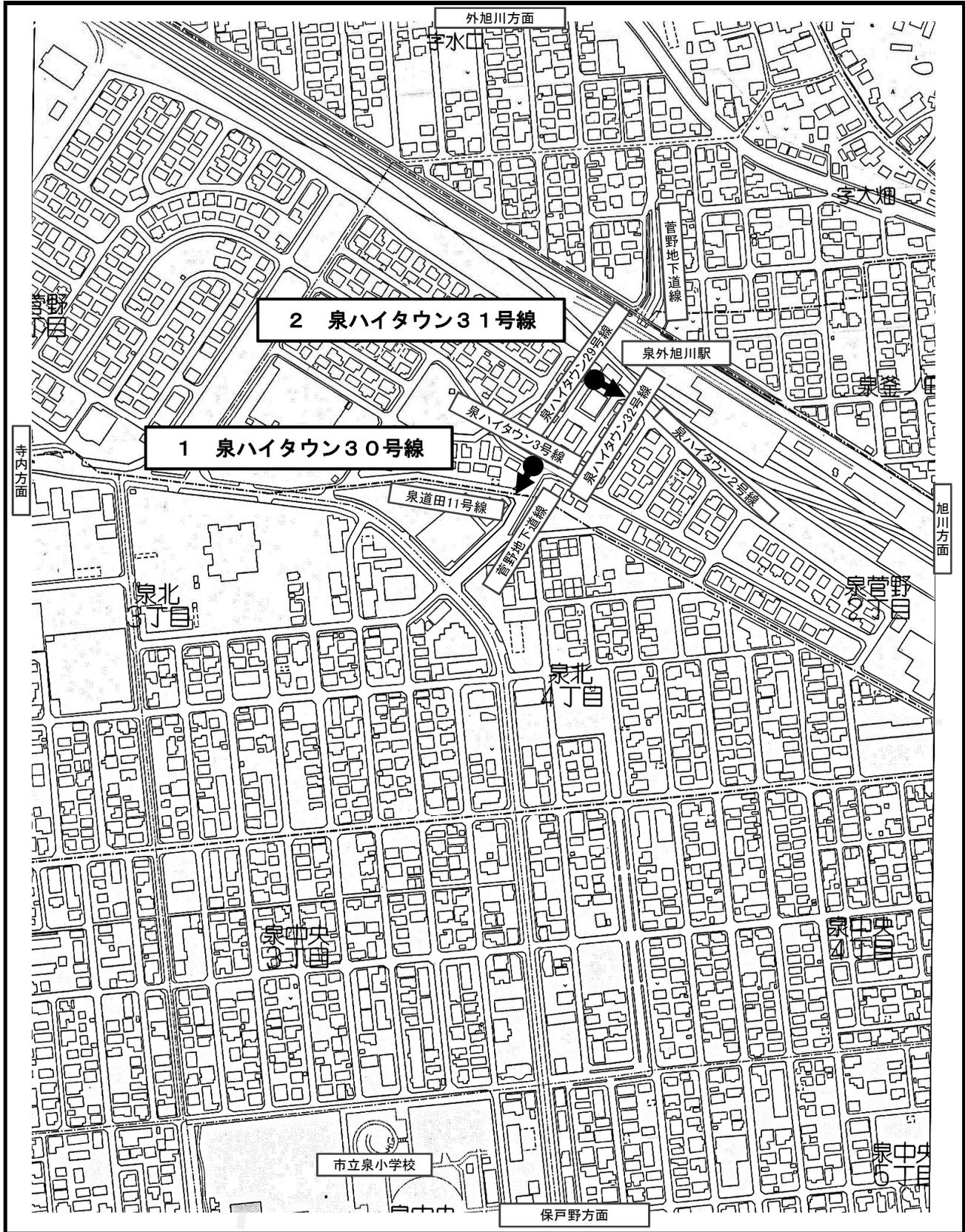
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
泉ハイタウン30号線	泉字道田21番2地先		22.60	6.00
	泉字道田21番2地先			
泉ハイタウン31号線	泉字菅野3番30地先		19.60	6.90 ～ 9.30
	泉字菅野62番20地先			

提案理由

道路改良に伴い、重複する路線を整理するため、市道路線を廃止しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	泉ハイタウン30号線	22.60	6.00
2	泉ハイタウン31号線	19.60	6.90~9.30
合計延長		42.20	

泉ハイタウン30・31号線



議案第107号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

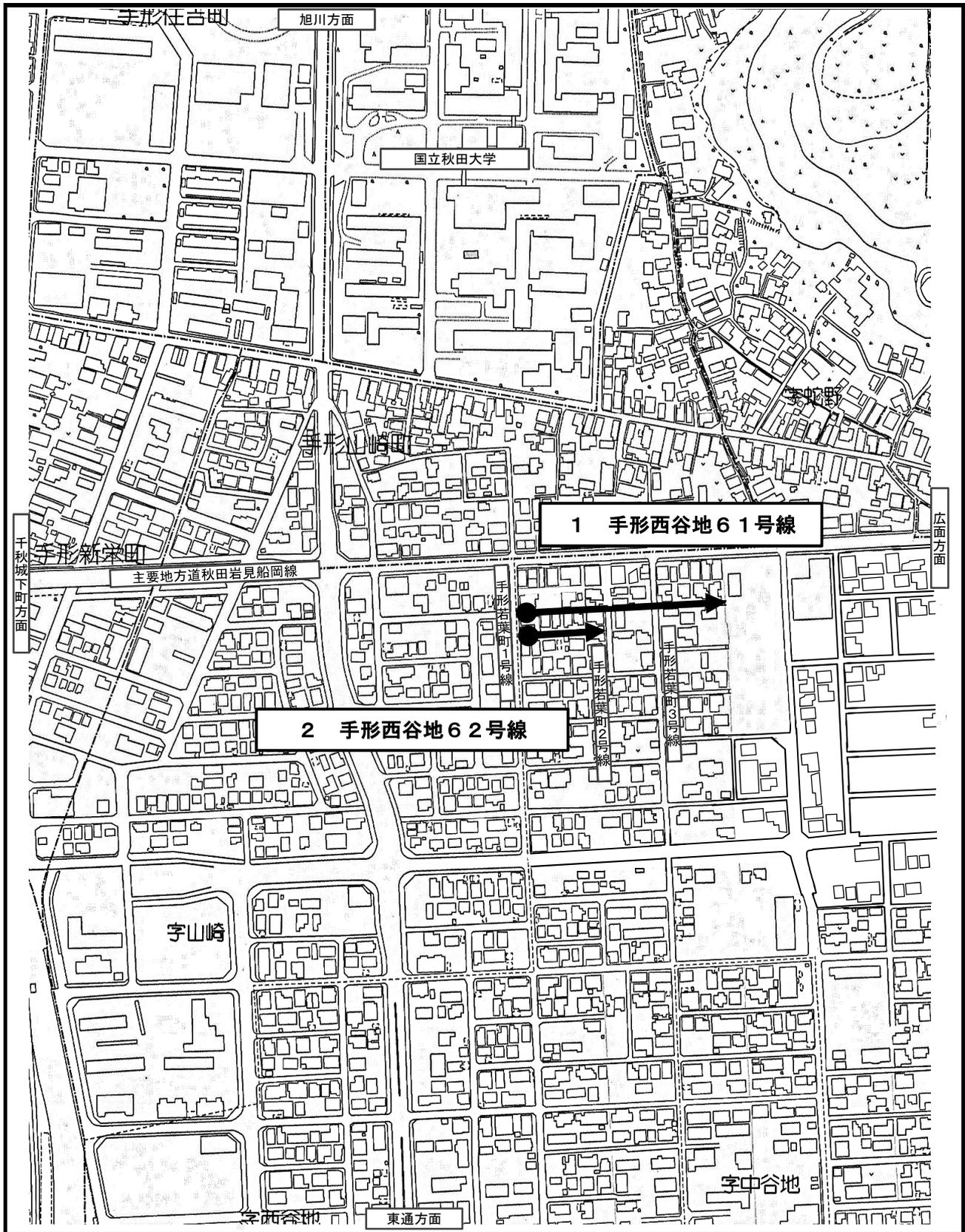
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
手形西谷地61 号線	手形字西谷地87番3地先		168.00	6.00
	手形字西谷地41番4地先			
手形西谷地62 号線	手形字西谷地88番3地先		70.20	4.00
	手形字西谷地73番3地先			
手形十七流32 号線	手形字十七流85番1地内		133.50	6.00
	手形字十七流209番2地内			
手形十七流33 号線	手形字蛇野156番地内		39.40	6.00
	手形字十七流210番地内			
手形十七流34 号線	手形字十七流66番地先		30.00	6.00
	手形字十七流84番2地先			
アカデミータ ウン19号線	広面字谷内佐渡189番2地先		51.40	6.00
	広面字谷内佐渡189番4地先			
アカデミータ ウン20号線	広面字谷内佐渡191番11地先		22.60	6.00
	広面字谷内佐渡189番4地先			

提案理由

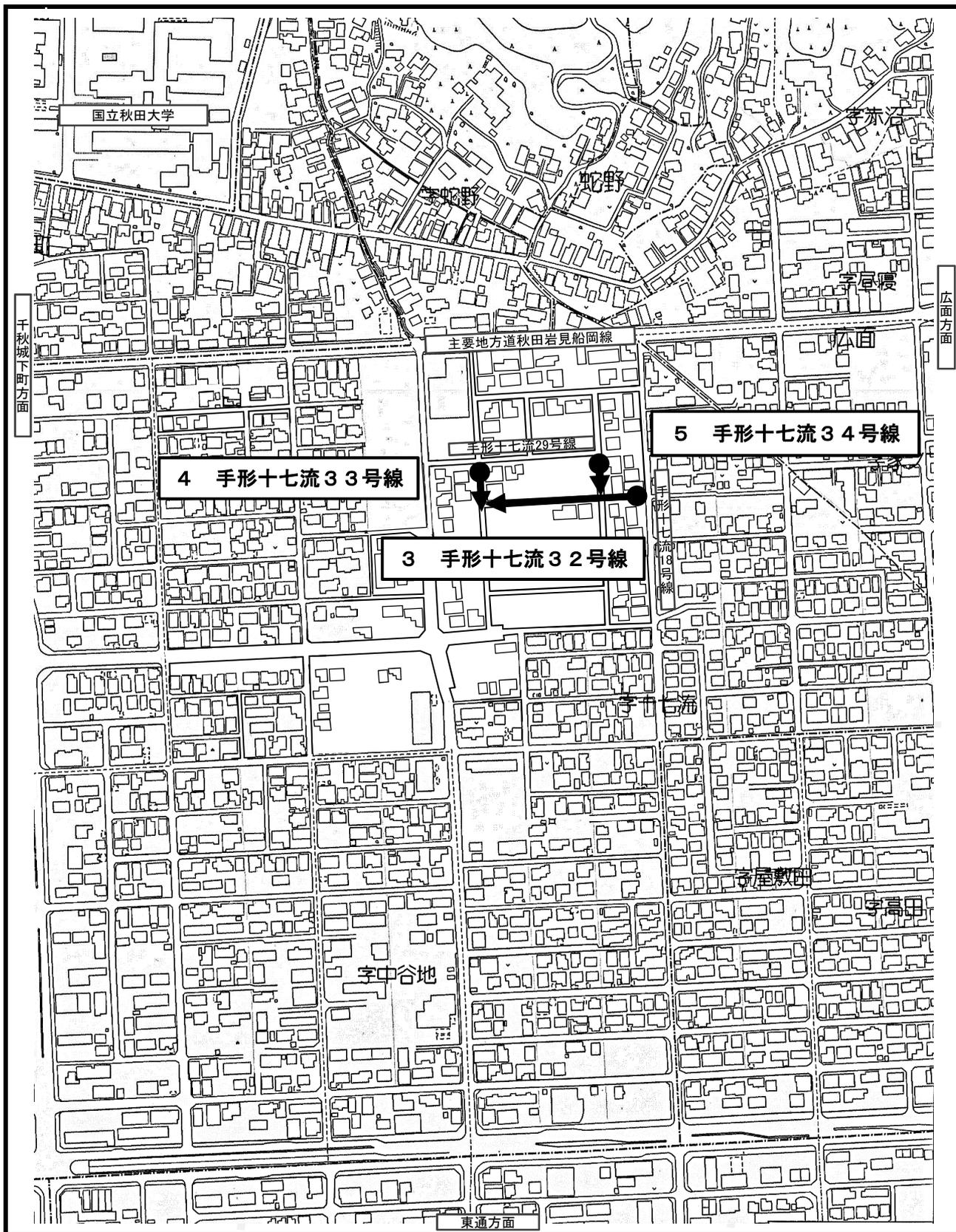
宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	手形西谷地61号線	168.00	6.00
2	手形西谷地62号線	70.20	4.00
3	手形十七流32号線	133.50	6.00
4	手形十七流33号線	39.40	6.00
5	手形十七流34号線	30.00	6.00
6	アカデミータウン19号線	51.40	6.00
7	アカデミータウン20号線	22.60	6.00
合計延長		515.10	

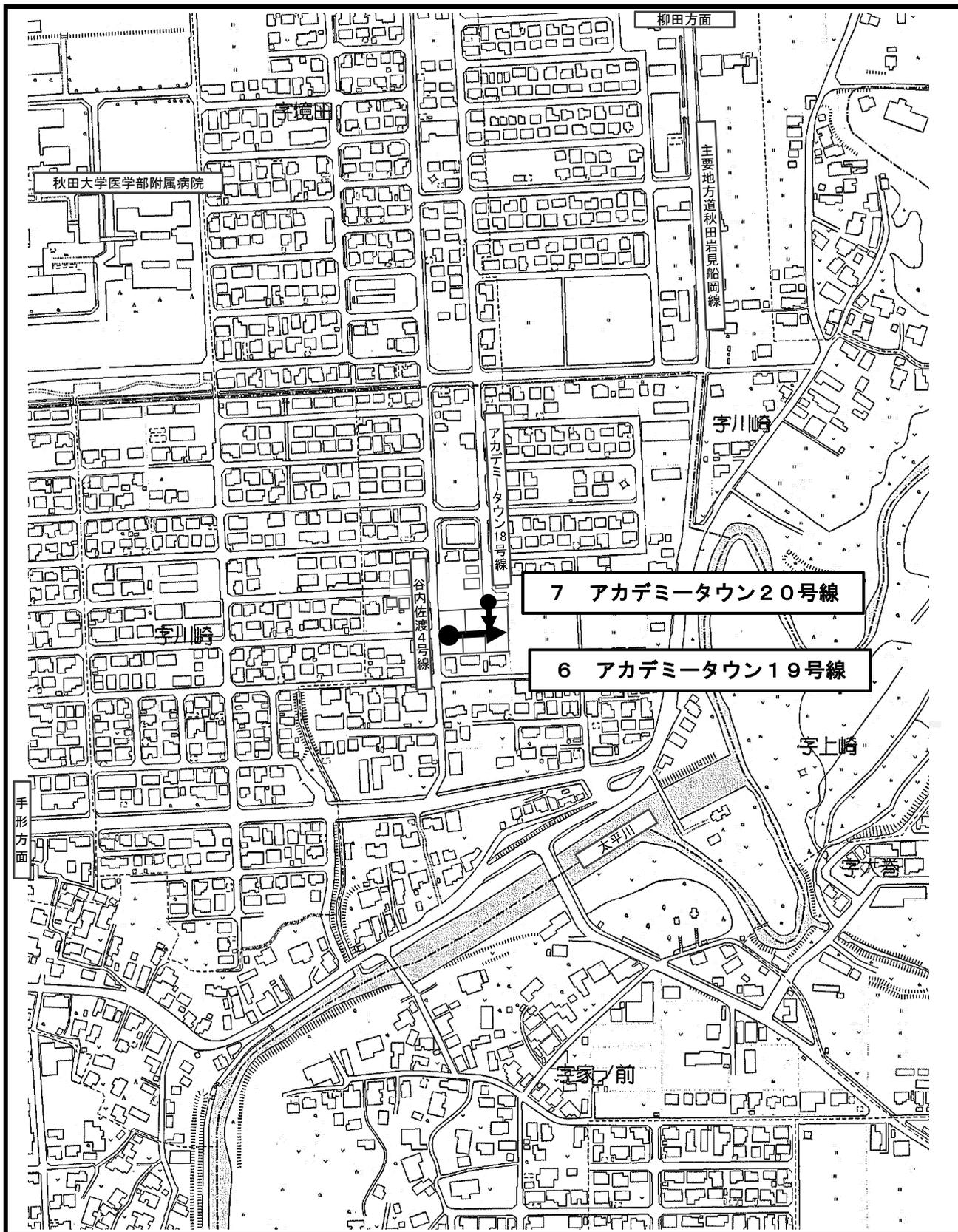
手形西谷地 61・62号線



手形十七流 3 2 ~ 3 4 号線



アカデミータウン19・20号線



議案第108号

上北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 上北手地区コミュニティセンター改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市上北手猿田字苗代沢36番1、37番1 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 257,180,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 中山・田村建設工事共同企業体
代表者 秋田市南通築地14番14号
株式会社中山組
代表取締役 千 葉 利 則 |

提案理由

上北手地区コミュニティセンター改築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第109号

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託契約を締結する件

次により委託契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 業 務 名 | 秋田市LED防犯灯交換および修繕業務 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 542,300,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市外旭川字三千刈144番地1
秋田電気工事協同組合
代表理事 布 谷 博 |

提案理由

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務を委託するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第110号

立木を売り払う件

次の市有林の立木を売払いすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|-----------|--|
| 1 売 払 場 所 | 秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢28番ほか2筆
13.67ヘクタール |
| 2 売 払 内 容 | スギ立木
8,691本、10,673.58立方メートル |
| 3 売払いの相手方 | 秋田市河辺和田字上中野184番地2
秋田中央森林組合
代表理事組合長 石 川 平 臣 |
| 4 売 払 価 格 | 25,300,000円 |
| 5 搬 出 期 間 | 令和6年3月31日まで |

提案理由

立木を売払いするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第111号

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,349,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,700,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,877,111	2,041,112	28,918,223
	1 国庫負担金	20,262,223	575,430	20,837,653
	2 国庫補助金	6,542,229	1,464,776	8,007,005
	3 委託金	72,659	906	73,565
17	県支出金	9,987,052	67,922	10,054,974
	2 県補助金	2,779,815	67,922	2,847,737
18	財産収入	372,493	7,724	380,217
	2 財産売払収入	222,691	7,724	230,415
20	繰入金	3,392,917	272,093	3,665,010
	2 基金繰入金	3,237,000	272,093	3,509,093
21	繰越金	1,029,713	457,672	1,487,385
	1 繰越金	1,029,713	457,672	1,487,385
23	市債	10,771,000	1,503,000	12,274,000
	1 市債	10,771,000	1,503,000	12,274,000
	歳 入 合 計	141,351,373	4,349,523	145,700,896

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 663,242	千円 1,119	千円 664,361
	1 議会費	663,242	1,119	664,361
2 総務費		14,591,900	42,998	14,634,898
	1 総務管理費	12,591,873	42,998	12,634,871
3 民生費		54,146,589	62,904	54,209,493
	1 社会福祉費	25,687,631	34,019	25,721,650
	2 児童福祉費	19,283,804	28,885	19,312,689
4 衛生費		12,924,139	2,131,891	15,056,030
	2 保健所費	4,314,284	1,614,916	5,929,200
	3 清掃費	5,575,246	516,975	6,092,221
5 労働費		748,517	5,224	753,741
	1 労働諸費	748,517	5,224	753,741
6 農林水産業費		3,191,648	1,289	3,192,937
	1 農業費	2,201,008	1,289	2,202,297
7 商工費		9,599,379	443,011	10,042,390
	1 商工費	9,599,379	443,011	10,042,390
8 土木費		15,633,856	378,076	16,011,932
	2 道路橋りょう費	5,476,031	7,726	5,483,757
	3 河川費	576,108	298,000	874,108
	7 住宅費	971,699	72,350	1,044,049
9 消防費		4,349,130	13,587	4,362,717
	1 消防費	4,349,130	13,587	4,362,717
10 教育費		12,187,039	1,269,424	13,456,463
	1 教育総務費	1,859,053	4,009	1,863,062
	2 小学校費	2,490,818	344,476	2,835,294
	3 中学校費	1,553,462	902,662	2,456,124

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社会教育費	千円 2,979,269	千円 18,277	千円 2,997,546
	歳出合計	141,351,373	4,349,523	145,700,896

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	千円 3,839,182	令和4年度	千円
				令和5年度	2,303,509
				令和6年度	1,535,673

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 4,024,000	令和2年度	千円 268,900	千円 5,309,900	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,258,300		令和4年度	1,739,550
				令和5年度	1,134,550		令和5年度	1,939,200
8 土木費	2 道路橋 りょう費	橋りょう 整備事業	354,000	令和3年度	202,000	356,996	令和3年度	202,000
				令和4年度	152,000		令和4年度	154,996

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	千円 80,000
		古川流域治水対策事業	218,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	119,666
		小学校トイレ環境改善事業	224,810
	3 中学校費	中学校長寿命化改良事業（外旭川中学校）	316,194
		中学校トイレ環境改善事業	162,583
		中学校施設等改修経費	423,885

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
旧松倉家住宅管理運営経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 24,447
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	140,300
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	19,410
小学校給食調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	19,410
中学校給食調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	53,192

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 4,050	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 6,750

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 56,900	△ 千円 1,500	千円 55,400			
清掃費	1,077,100	433,200	1,510,300			
道路橋りょう費	2,527,700	298,000	2,825,700			
小学校費	152,600	191,400	344,000			
中学校費	175,200	581,900	757,100			
計	10,771,000	1,503,000	12,274,000			

議案第112号

令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 36,811	千円 8,608	千円 45,419
	1 一般会計繰入金	36,811	8,608	45,419
歳入合計		78,314	8,608	86,922

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 67,062	千円 8,608	千円 75,670
	1 総務管理費	67,062	8,608	75,670
歳 出 合 計		78,314	8,608	86,922

議案第113号

令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年9月1日提出

秋田市長 穂 積 志

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和4年度 ） 令和7年度	千円 3,922,668

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	663,242	1,119	664,361
2 総務費	14,591,900	42,998	14,634,898
3 民生費	54,146,589	62,904	54,209,493
4 衛生費	12,924,139	2,131,891	15,056,030
5 労働費	748,517	5,224	753,741
6 農林水産業費	3,191,648	1,289	3,192,937
7 商工費	9,599,379	443,011	10,042,390
8 土木費	15,633,856	378,076	16,011,932
9 消防費	4,349,130	13,587	4,362,717
10 教育費	12,187,039	1,269,424	13,456,463
歳 出 合 計	141,351,373	4,349,523	145,700,896

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 986,598	千円 575,430	千円 1,562,028	1 保健所費負担 金	千円 575,430
計	20,262,223	575,430	20,837,653		

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,656,155	505,288	2,161,443	1 総務管理費補 助金	505,288
2 民生費国庫補助金	1,530,902	32,804	1,563,706	2 障害者福祉費 補助金	5,829
				3 老人福祉費補 助金	22,938
				4 児童福祉費補 助金	4,037
3 衛生費国庫補助金	1,261,986	701,499	1,963,485	1 保健所費補助 金	701,499
5 土木費国庫補助金	1,963,077	17,834	1,980,911	5 住宅費補助金	17,834
7 教育費国庫補助金	95,659	207,351	303,010	1 小学校費補助 金	70,197
				2 中学校費補助 金	137,154
計	6,542,229	1,464,776	8,007,005		

説	明	
		千円
07 感染症患者入院医療費負担金	(保健総)	46,374
09 感染症発生動向調査事業費負担金	(保健総)	50,886
11 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	(保健総)	478,170

64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	505,288
18 障害者自立支援給付支払等システム改修費補助金	(福祉総)	4,666
20 障害者総合支援事業費補助金	(福祉総)	1,163
28 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	(福祉総)	22,938
64 子ども・子育て支援整備交付金	(子ども育)	4,037
52 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	(保健総)	701,499
17 社会資本整備総合交付金	(都市総)	17,834
07 学校施設環境改善交付金	(教委総)	70,197
06 学校施設環境改善交付金	(教委総)	137,154

16款 国庫支出金

3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 消防費委託金	千円 0	千円 906	千円 906	1 消防費委託金	千円 906
計	72,659	906	73,565		

17款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	1,835,346	△1,860	1,833,486	5 児童福祉費補助金	△1,860
3 衛生費県補助金	140,993	68,493	209,486	1 保健所費補助金	68,493
4 農林水産業費県補助金	681,052	1,289	682,341	1 農業費補助金	1,289
計	2,779,815	67,922	2,847,737		

18款 財産収入

2項 財産売払収入

2 物品売払収入	21,424	7,724	29,148	1 物品売払収入	7,724
計	222,691	7,724	230,415		

20款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	500,000	4,093	504,093	1 財政調整基金繰入金	4,093
7 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	223,700	48,000	271,700	1 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	48,000

説	明	
01 消防団の力向上モデル事業委託金	(消防総)	千円 906

41 放課後児童クラブ整備費補助金	(子ども育)	△1,860
47 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	(保健総)	68,493
10 農地情報収集等業務効率化支援事業費補助金	(農業委)	930
49 農地利用最適化交付金	(農業委)	359

11 鋼材売払収入	(建設総)	7,724
-----------	-------	-------

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	4,093
01 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	(環境総)	48,000

20款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
10 公共施設等整備基金繰入金	千円 782,600	千円 220,000	千円 1,002,600	1 公共施設等整備基金繰入金	千円 220,000
計	3,237,000	272,093	3,509,093		

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1,029,713	457,672	1,487,385	1 前年度繰越金	457,672
計	1,029,713	457,672	1,487,385		

23款 市債

1項 市債

2 民生債	316,500	△1,500	315,000	2 児童福祉債	△1,500
3 衛生債	1,166,700	433,200	1,599,900	3 清掃債	433,200
6 土木債	4,081,100	298,000	4,379,100	1 道路橋りょう債	298,000
8 教育債	1,205,600	773,300	1,978,900	1 小学校債	191,400
				2 中学校債	581,900
計	10,771,000	1,503,000	12,274,000		

説	明	
01 公共施設等整備基金繰入金	(財 政)	千円 220,000

01 前年度繰越金	(財 政)	457,672
-----------	-------	---------

01 児童福祉施設建設債	(財 政)	△1,500
01 清掃施設整備債	(財 政)	433,200
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	298,000
01 小学校建設債	(財 政)	191,400
01 中学校建設債	(財 政)	581,900

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 議会費	千円 663,242	千円 1,119	千円 664,361	千円	千円	千円	千円 1,119
計	663,242	1,119	664,361	0	0	0	1,119

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	8,595,370	24,050	8,619,420				24,050
12 地域振興費	1,105,918	15,659	1,121,577				15,659
14 防災対策費	92,077	3,289	95,366				3,289
計	12,591,873	42,998	12,634,871	0	0	0	42,998

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉費	8,605,033	11,081	8,616,114	5,829			5,252
----------	-----------	--------	-----------	-------	--	--	-------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
10 需用費	千円 190	【議会事務局関係】	1,119
11 役務費	60	市議会オンライン委員会開催準備経費	1,119
17 備品購入費	869		

10 需用費	48	【デジタル化推進本部関係】	24,050
11 役務費	40	高齢者等デジタル活用支援事業	1,280
12 委託料	22,770	本庁舎W i - F i 環境整備事業	22,770
18 負担金、補助 及び交付金	1,192		
12 委託料	15,659	【市民生活部関係】	15,659
		コミュニティセンターW i - F i 環境整備事業	15,659
12 委託料	3,289	【総務部関係】	3,289
		秋田市水防センター（仮称）整備事業	3,289

12 委託料	9,333	【福祉保健部関係】	11,081
18 負担金、補助 及び交付金	1,748	障がい福祉等システム改修経費	9,333
		障がい福祉ロボット等導入支援事業費補助金	1,748

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 老人福祉費	千円 1,232,732	千円 22,938	千円 1,255,670	千円 22,938	千円	千円	千円
計	25,687,631	34,019	25,721,650	28,767	0	0	5,252

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	12,489,965	28,568	12,518,533				28,568
4 児童福祉施設費	1,735,669	317	1,735,986	2,177	△1,500		△360
計	19,283,804	28,885	19,312,689	2,177	△1,500	0	28,208

4款 衛生費

2項 保健所費

1 保健所総務費	846,106	147,533	993,639				147,533
3 予防費	3,221,359	1,467,383	4,688,742	1,345,422			121,961

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 22,938	【福祉保健部関係】 老人福祉施設整備費補助金	千円 22,938 22,938

18 負担金、補助 及び交付金	1,700	【子ども未来部関係】 児童福祉施設等整備費補助金	28,568 13,023
22 償還金、利子 及び割引料	26,868	子ども食堂等支援事業費補助金 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金返還金	1,700 13,845
18 負担金、補助 及び交付金	317	【子ども未来部関係】 放課後児童クラブ施設整備費補助金	317 317

2 給料	9,101	【福祉保健部関係】 保健所人件費	147,533 147,533
3 職員手当等	138,432		
1 報酬	745	【福祉保健部関係】 予防接種事業	1,467,383 51,064
3 職員手当等	151	新型コロナウイルス感染症対策事業	236,650
4 共済費	147	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,179,669
8 旅費	46		
10 需用費	39,475		

4款 衛生費

2項 保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,314,284	1,614,916	5,929,200	1,345,422	0	0	269,494

4款 衛生費

3項 清掃費

2 塵芥処理費	3,579,003	35,725	3,614,728				35,725
4 清掃施設整備事業費	1,258,300	481,250	1,739,550		433,200	48,000	50
計	5,575,246	516,975	6,092,221	0	433,200	48,000	35,775

5款 労働費

1項 労働諸費

1 労働諸費	748,517	5,224	753,741				5,224
--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 27,754		千円
12 委託料	1,327,326		
13 使用料及び賃 借料	690		
18 負担金、補助 及び交付金	9,216		
19 扶助費	61,833		

10 需用費	35,725	【環境部関係】	35,725
		ごみ処理施設運営費	35,725
14 工事請負費	481,250	【環境部関係】	481,250
		溶融施設大規模改修事業	481,250

10 需用費	180	【産業振興部関係】	5,224
11 役務費	44	デジタル人材育成支援事業	5,224
18 負担金、補助 及び交付金	5,000		

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 748,517	千円 5,224	千円 753,741	千円 0	千円 0	千円 0	千円 5,224

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1 農業委員会費	135,937	1,289	137,226	1,289			
計	2,201,008	1,289	2,202,297	1,289	0	0	0

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商業振興費	7,121,357	368,585	7,489,942				368,585
3 工業振興費	929,419	65,818	995,237				65,818
7 中央卸売市場費	36,811	8,608	45,419				8,608
計	9,599,379	443,011	10,042,390	0	0	0	443,011

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

11 役務費	218	【農業委員会関係】	1,289
		農地利用最適化推進事業	1,289
13 使用料及び賃借料	141		
17 備品購入費	930		

7 報償費	70	【産業振興部関係】	368,585
		商店街空き店舗対策事業	5,022
10 需用費	83	新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業	3,590
11 役務費	9	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行事業	359,973
18 負担金、補助及び交付金	368,423		
18 負担金、補助及び交付金	65,818	【産業振興部関係】	65,818
		商工業振興奨励措置事業	65,818
27 繰出金	8,608	【産業振興部関係】	8,608
		中央卸売市場会計繰出金	8,608

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 橋りょう新設改良費	千円 158,000	千円 7,726	千円 165,726	千円	千円	千円 7,724	千円 2
計	5,476,031	7,726	5,483,757	0	0	7,724	2

8款 土木費

3項 河川費

2 河川水路整備費	509,974	298,000	807,974		298,000		
計	576,108	298,000	874,108	0	298,000	0	0

8款 土木費

7項 住宅費

1 住宅管理費	531,864	72,350	604,214	17,834			54,516
計	971,699	72,350	1,044,049	17,834	0	0	54,516

9款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	3,410,729	12,681	3,423,410				12,681
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 7,726	【建設部関係】	千円 7,726
		橋りょう整備事業	7,726

14 工事請負費	290,000	【建設部関係】	298,000
		河川改修事業	80,000
21 補償、補填及 び賠償金	8,000	古川流域治水対策事業	218,000

18 負担金、補助 及び交付金	72,350	【都市整備部関係】	72,350
		住宅リフォーム支援事業	32,350
		多世帯同居・近居推進事業	40,000

10 需用費	9,754	【消防関係】	12,681
		通信指令関係経費	4,278
11 役務費	43	新型コロナウイルス感染症対策資機材整備経費	8,403
17 備品購入費	2,884		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 非常備消防費	千円 232,886	千円 906	千円 233,792	千円 906	千円	千円	千円
計	4,349,130	13,587	4,362,717	906	0	0	12,681

10 款 教育費

1 項 教育総務費

5 教育研究所費	13,681	4,009	17,690				4,009
計	1,859,053	4,009	1,863,062	0	0	0	4,009

10 款 教育費

2 項 小学校費

4 学校建設費	410,292	344,476	754,768	70,197	191,400	64,300	18,579
計	2,490,818	344,476	2,835,294	70,197	191,400	64,300	18,579

10 款 教育費

3 項 中学校費

4 学校建設費	161,315	902,662	1,063,977	137,154	581,900	155,700	27,908
---------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	--------

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 86	【消防関係】 消防団協力事業所制度啓発経費	千円 906
11 役務費	820		906

10 需用費	1,146	【教育委員会関係】 教職員研修オンライン環境整備事業	4,009
17 備品購入費	2,863		4,009

10 需用費	9,720	【教育委員会関係】 小学校施設等改修経費 小学校トイレ環境改善事業	344,476
11 役務費	5,647		119,666
13 使用料及び賃 借料	3,150		224,810
14 工事請負費	325,959		

10 需用費	9,860	【教育委員会関係】 中学校長寿命化改良事業（外旭川中学校） 中学校トイレ環境改善事業	902,662
11 役務費	8,675		316,194
			162,583

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,553,462	902,662	2,456,124	137,154	581,900	155,700	27,908

10款 教育費

6項 社会教育費

1 社会教育総務費	756,567	5,640	762,207				5,640
3 文化財保護費	230,729	9,391	240,120				9,391
10 自然科学学習館費	18,227	3,246	21,473				3,246
計	2,979,269	18,277	2,997,546	0	0	0	18,277

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,159	中学校施設等改修経費	千円 423,885
13 使用料及び賃借料	2,100		
14 工事請負費	874,830		
18 負担金、補助及び交付金	5,038		

10 需用費	228	【教育委員会関係】	5,640
17 備品購入費	5,412	社会教育オンライン環境等整備事業	5,640
12 委託料	9,391	【観光文化スポーツ部関係】	9,391
		旧松倉家住宅開館準備経費	7,489
		旧松倉家住宅管理運営経費	1,902
10 需用費	75	【教育委員会関係】	3,246
13 使用料及び賃借料	116	科学学習オンライン環境等整備事業	3,246
17 備品購入費	3,055		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(134) 4,007	1,794,012	9,560,997	7,289,972	18,644,981	3,338,819	21,983,800	
補正前	(134) 3,999	1,793,267	9,551,896	7,151,389	18,496,552	3,338,672	21,835,224	
比 較	(0) 8	745	9,101	138,583	148,429	147	148,576	

※職員数欄の () 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	236,110	840,816	290,879	191,427	141,927	2,277,471	1,525,515	88,596
	補正前	236,110	707,963	290,879	191,427	141,547	2,276,148	1,525,515	86,280
	比 較	0	132,853	0	0	380	1,323	0	2,316
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,464	3,144	6,393	5,912	5,287	120,635	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,393	5,912	4,836	119,460	
	比 較	0	85	0	0	0	451	1,175	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(134) 2,437		9,414,828	6,948,662	16,363,490	3,005,111	19,368,601	
補正前	(134) 2,430		9,405,727	6,810,230	16,215,957	3,005,111	19,221,068	
比 較	(0) 7		9,101	138,432	147,533	0	147,533	

※職員数欄の () 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	236,110	830,992	290,879	186,598	141,927	1,951,372	1,525,515	88,408
	補正前	236,110	698,139	290,879	186,598	141,547	1,950,200	1,525,515	86,092
	比 較	0	132,853	0	0	380	1,172	0	2,316
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任 手 当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,464	3,144	6,023	5,912	5,287	120,635	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,023	5,912	4,836	119,460	
	比 較	0	85	0	0	0	451	1,175	

